

庄内町育英資金の申込書類について

庄内町育英資金の申込書類を提出する際には、特に以下のことについて注意してください。

書 類	内 容	
①育英資金貸付願書 (様式第 1 号)	・表面と裏面がありますので、記入漏れ、押印漏れのないようにしてください。 ・町ホームページからダウンロードする際には、必ず<u>両面印刷</u>してください。 ・本人の押印は表面 1 か所、父母の押印も表面 1 か所です。 裏面（同意書）※には本人の記名をお願いします。 ・入学時の貸付希望金額は<u>希望者のみ</u>記入ください。（但し高校や高専は除きます。） ・家族構成記入欄の年齢や学校や学年は、4月2日現在です。したがって、申込時（たとえば3月）に弟が「中学2年生」と「中学3年生」と書くことになります。 ・4月2日現在で本人以外に庄内町育英資金を借りている方や返還している方が家族にいる場合は、家族構成の備考欄に記載願います。 ※同意書により税務資料（住民税課税状況、税の滞納の有無）を確認させていただきます。 ◆<u>令和6年1月1日に庄内町に住所がなかった世帯</u>については下記担当係へ連絡願います。	
②出身校又は在学校の長の推薦書 (様式指定なし)	・申込者が在学している学校の先生にお願いして受け取ってください。学校側がよくわからないときは、下記担当係まで連絡するよう先生に伝えてください。こちらで学校側に直接回答します。	
③学校長（これに準ずる者を含む）の証明のある最近の学業成績 (様式指定なし)		
④月額又は年額の授業料金がわかる書類の写	・月額又は年額の授業料がわかる書類（入学の案内など）の写を添付してください。	合格発表日等の都合により、申込期限まで提出できない書類がある場合は、教育総務係まで連絡願います。 提出が遅れた書類は、準備ができ次第、提出をお願いします。
⑤在学証明書又は合格通知書の写し	・申込みの際には<u>大学から送付される合格通知書や入学許可書の写し（在学中の方は在学証明書の原本）</u>を添付してください。 - 後日、貸付を受ける際には<u>在学証明書の原本</u>が必要になります。	

※令和7年3月10日（月）必着です

担当：庄内町教育課教育総務係（43-0126）

育英資金の借り入れを申し込まれる前にお読みください。

借り入れを申し込まれる方は、以下のことをご了解の上でお申し込み願います。

- ①借り入れできる方は、庄内町に住所を有し、町税等の滞納がない方の子で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒です。また、在学中でも対象となります。なお、借り入れ中に本人や家族に町税等の滞納があった場合や、学資の支弁が困難でなくなった場合、借り入れが取り消されます。
- ②借り入れが許可されると、決定通知と一緒に、借りるために必要な書類が送られます。その中にある「誓約書」では、2人の保証人を立てる必要があります。1人は父母等でかまいませんが、1人は家族以外でなければなりません。また、2人とも町税等の滞納がない方であればなりません。このほか在学証明書の原本も必要になります。
- ③借り入れを受けられる期間は、在学する大学や学校等の正規の修業期間中です。長期休学または退学した場合などは借り入れできません。
- ④入学時の一時金の貸付は、月額分とは別枠であり、年度初めに一括して借り入れられる制度で1人50万円以内の希望制です。但し高等学校や高等専門学校は除きます。また、大学等でも在学学生は借り入れできません。
- ⑤卒業などで借入期間が終了すると返還が始まります。返還期間は別表のとおりですが、返還方法は年賦、半年賦または月賦で返還しなければなりません。また、返還が開始する際にも②同様に保証人が必要になります。

別表：返還期間

貸し付けを受けた額（総 額）	返還期間
1,000,000 円未満	6 年以内
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	7 年以内
1,500,000 円以上 2,000,000 円未満	8 年以内
2,000,000 円以上 2,400,000 円未満	9 年以内
2,400,000 円以上	10 年以内

◆返還するときのシミュレーション◆

例) 令和7年4月から4年制大学に入学する際に、入学時500,000円と、月額 50,000 円を借り入れて、4年後卒業した場合。

●貸付期間／令和7年4月から令和11年3月まで(4年間)

●貸付金額の計算

月 額 50,000 円×48ヶ月(4年間)＝	2,400,000 円
入学時500,000円＝	500,000円
合 計	2,900,000 円

●返還期間／令和11年4月から令和22年3月まで(10年)

●返還方法を月賦とした場合

$2,900,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 月}(10 \text{ 年}) = 24,166.666\dots \text{円}$

→最初の月を 24,246 円端数とすれば、残りの 119 月は 24,166 円 となるイメージです

※同封の庄内町育英資金貸付基金条例（抄）と同条例施行規則（抄）もご覧ください。